

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【 概 要 版 】

平成 31 年 3 月

県央県南広域環境組合



## 目 次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1.1 計画策定の趣旨と目的.....	1
1.2 計画対象地域.....	1
1.3 計画の範囲と責任区分.....	2
1.4 計画期間.....	2
第2章 ごみ処理の現状と課題.....	3
2.1 ごみ処理の現状.....	3
2.2 ごみ処理の課題.....	14
第3章 基本方針.....	15
3.1 基本方針.....	15
3.2 数値目標.....	16
第4章 ごみ処理基本計画.....	17
4.1 計画収集人口.....	17
4.2 ごみ排出量等の予測結果.....	18
4.3 計画の推進.....	22
4.4 ごみ処理の計画.....	23



## 第1章 計画策定の基本的事項

### 1.1 計画策定の趣旨と目的

持続的に発展する社会の構築のため、天然資源の消費抑制、環境への負荷低減などによる「循環型社会」の形成を推進していくことが必要である。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきている。

また、平成30年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね平成37年までに国が講ずべき施策が示された。

このような背景のもと、可燃ごみの処理に関する一部事務組合である県央県南広域環境組合(以下「本組合」とする。)を組織する、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市(以下「構成市」とする。)の4市では、それぞれ一般廃棄物処理基本計画を策定している。よって、本組合が策定する一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」とする。)は、構成市と互いに連携しながら、上位計画、関連計画との整合をはかりつつ、長期的・総合的な視点に立ったごみ処理の方針とごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 1.2 計画対象地域

本組合の処理区域は、島原市、諫早市、雲仙市の全域と南島原市(全8地区のうち、深江・布津地区の2地区)であるが、本計画における対象地域は、構成市全域対象とする。



出典) 国土地理院の電子地形図(白地図)を編集

図1-1 計画対象地域

### 1.3 計画の範囲と責任区分

本計画の範囲を図 1-2 に示す。本計画では、分別排出・収集運搬の一部、中間処理、最終処分についての計画を策定するとともに、ごみ処理体制全体の展望を図る必要から、構成市の各種計画をもとに発生抑制・排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理する。

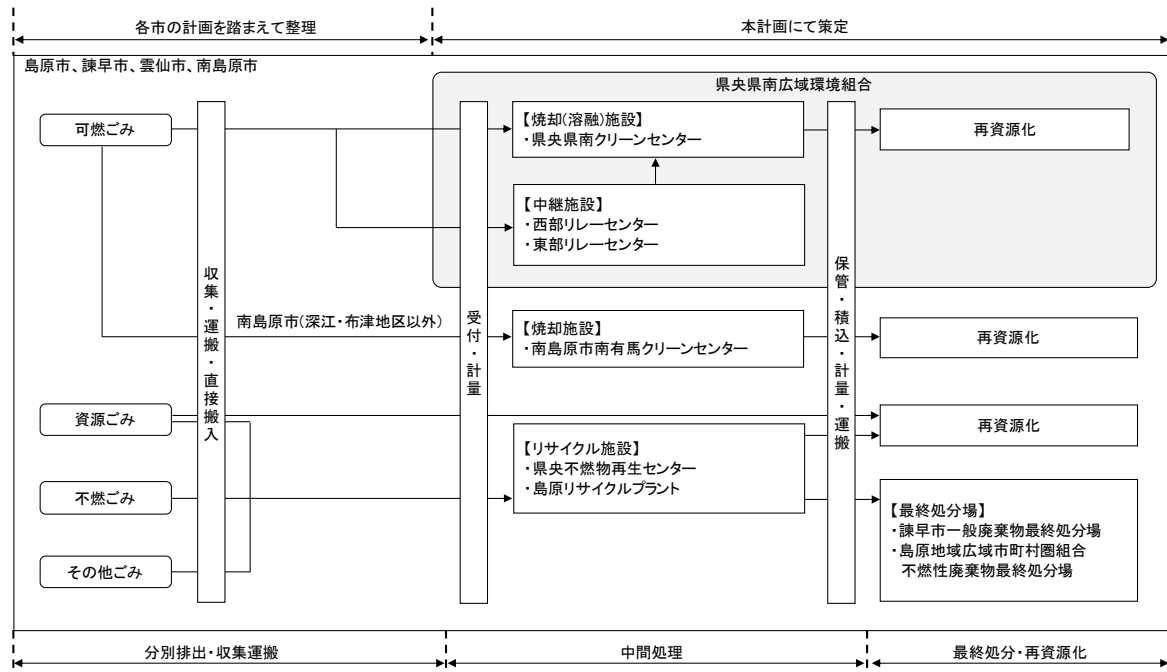


図 1-2 計画の範囲と責任区分

### 1.4 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 45 年度までの 15 年間とする。また、社会情勢等の変化を想定し、本計画策定から 5 年後の平成 35 年度、10 年後の平成 40 年度を中間目標年度として見直しを行う。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも、見直しを行うものとする。

表 1-1 計画期間及び計画目標年次

	年度															
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
平成 西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
目標年次	← 計画期間 →															
	▲ 計画初年度															▲ 計画目標年次
	..... 1年目															..... 15年目
					▲ 中間目標年次						▲ 中間目標年次					
					..... 5年目						..... 10年目					

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 2.1 ごみ処理の現状

#### (1) 処理主体と処理フロー

構成市におけるごみ処理の主体とごみ処理の流れを図 2-1 に示す。

本組合の処理区域（島原市、諫早市、雲仙市の全域と南島原市（深江・布津地区））の可燃ごみは、県央県南クリーンセンターや東部・西部リレーセンターへ持ち込まれ、焼却（溶融）施設である県央県南クリーンセンターに集約し、処理をしている。一方、南島原市の深江・布津地区以外（有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区）の可燃ごみは、南島原市南有馬クリーンセンターで焼却処理される。

資源・不燃・その他のごみのうち、諫早市と雲仙市のごみは県央不燃物再生センター、島原市と南島原市のごみは島原リサイクルプラントで処理をされるが、資源ごみの種類によっては構成市がそれぞれ委託する民間施設で処理されるものがある。

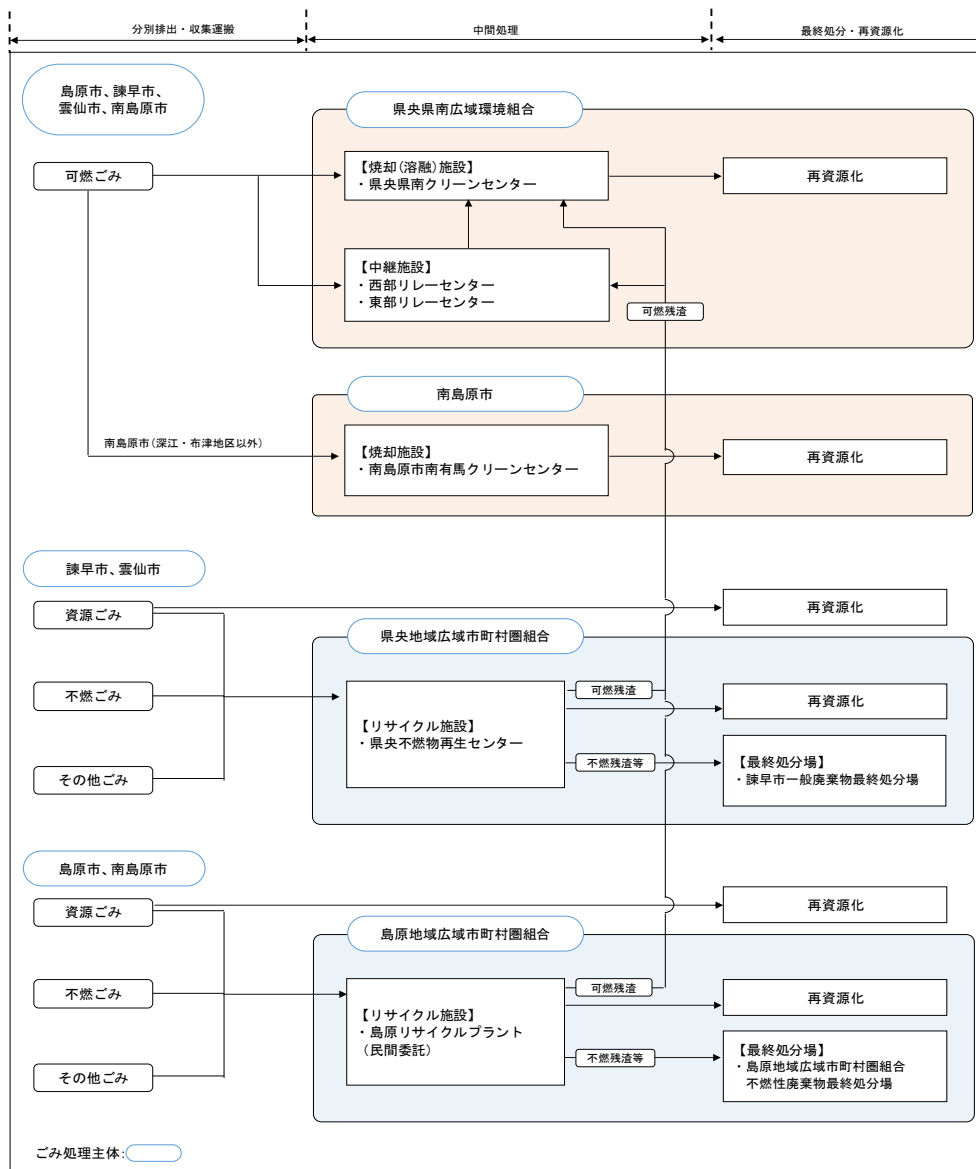
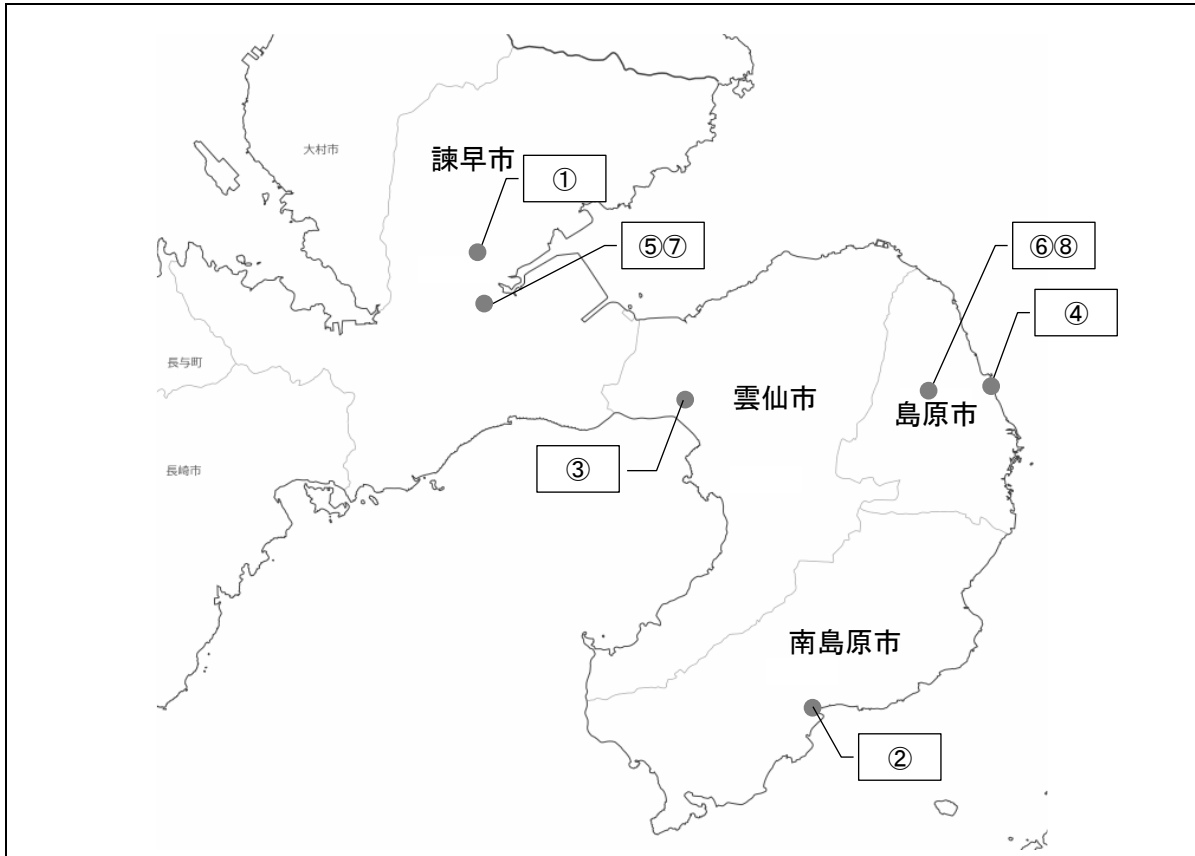


図 2-1 構成市のごみ処理フロー（平成 29 年度）

(2) ごみ処理施設等の概要及び位置図

計画対象地域におけるごみ処理施設の位置を以下に示す。

表 2-1 ごみ処理施設の位置及び一覧



番号	施設種別	事業主体	施設名称
①	焼却処理施設	県央県南広域環境組合	県央県南クリーンセンター
②	焼却処理施設	南島原市	南島原市南有馬クリーンセンター
③	中継施設	県央県南広域環境組合	西部リレーセンター
④	中継施設	県央県南広域環境組合	東部リレーセンター
⑤	リサイクル施設	県央広域市町村圏組合	県央不燃物再生センター
⑥	リサイクル施設	島原地域広域市町村圏組合 (民間委託)	島原リサイクルプラント
⑦	最終処分場	諫早市	諫早市一般廃棄物最終処分場
⑧	最終処分場	島原地域広域市町村圏組合	島原地域広域市町村圏組合 不燃性廃棄物最終処分場



## 2.1.1 ごみ排出量の状況

### (1) 計画収集人口の推移

本組合における平成 20 年度～平成 29 年度の計画収集人口の推移を図 2-2 に示す。平成 29 年度の人口は 274,053 人であり平成 20 年度の人口 296,015 人から 21,962 人（約 7.4%）減少している。平成 29 年度における人口の構成割合は、島原市が構成市全体の 16.6%、諫早市が 50.3%、雲仙市が 16.1%、南島原市が 17.0%となっている。

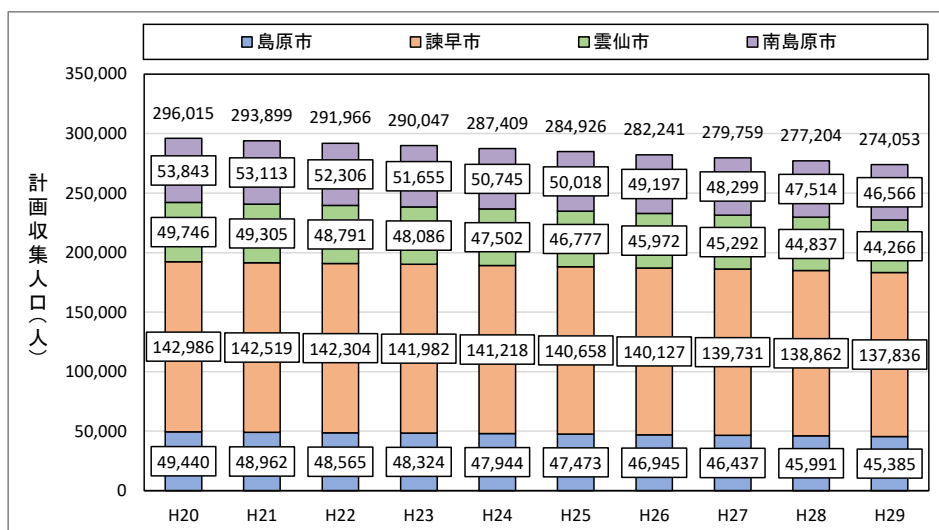


図 2-2 計画収集人口の推移

### (2) 総ごみ排出量の推移

#### 1) 排出量

##### ① 構成市別排出量

本組合における平成 25 年度～平成 29 年度の総ごみ排出量（生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量）の推移を図 2-3 に示す。平成 29 年度の総ごみ排出量は 101,374 t/年であり平成 25 年度の総ごみ排出量 107,064 t/年から 5,690 t/年（約 5.3%）減量している。平成 29 年度における総ごみ排出量の市別内訳は、島原市が 4 市合計値の 19.1%、諫早市が 49.9%、雲仙市が 14.9%、南島原市が 16.1%となっている。

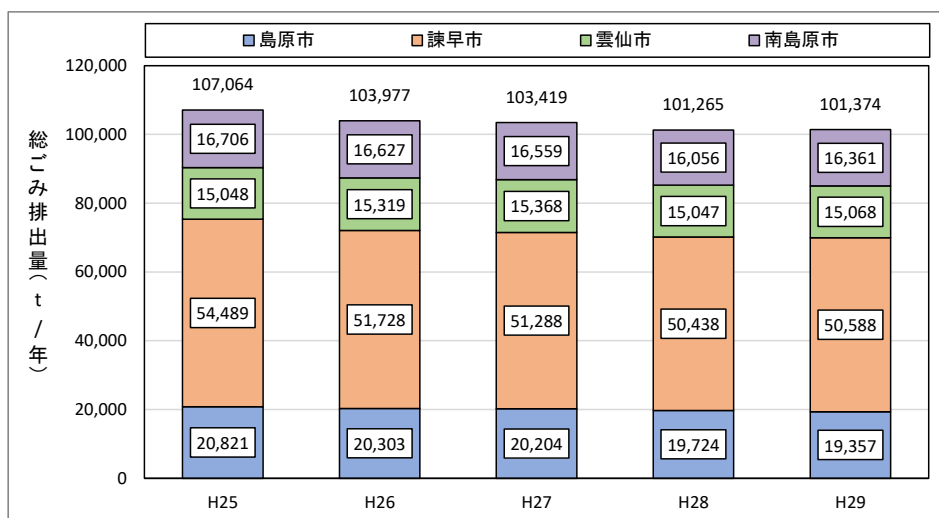


図 2-3 総ごみ排出量の推移（構成市別）

## ② ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 2-4 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 4,617 t/年（約 4.8%）減量、不燃ごみは 61 t/年（約 1.4%）減量、資源ごみは 1,000 t/年（約 14.9%）減量、その他ごみは 12 t/年（約 13.2%）減量している。

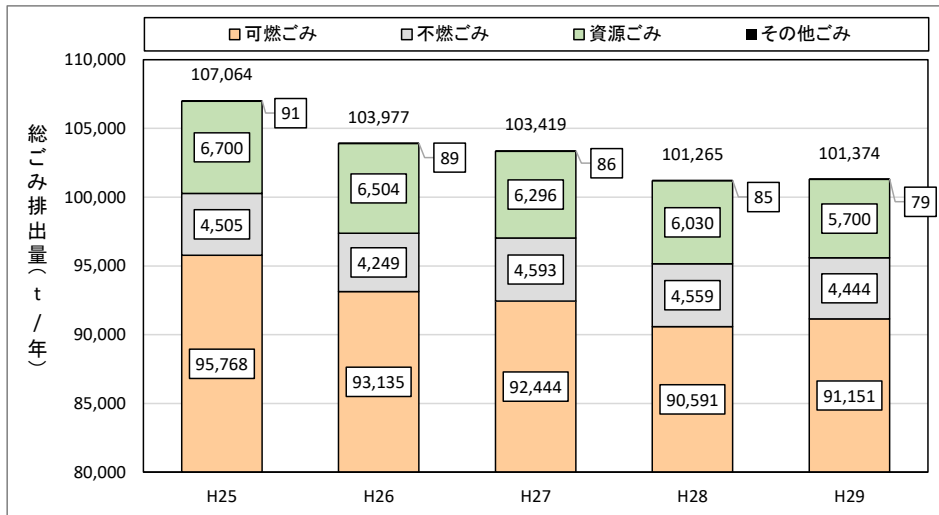


図 2-4 総ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

## 2) 排出原単位（1人1日当たり排出量）

総ごみ排出量の排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移を図 2-5 に示す。平成 29 年度の総ごみ排出原単位は島原市が 1,169 g/人・日、諫早市が 1,006 g/人・日、雲仙市が 933 g/人・日、南島原市が 963 g/人・日であり、最も排出原単位が多い島原市と、最も少ない雲仙市の差は 236 g/人・日である。

平成 25 年度と比較すると、島原市は 33 g/人・日（約 2.7%）減量、諫早市は 55 g/人・日（約 5.2%）減量、雲仙市は 52 g/人・日（約 5.9%）増加、南島原市は 48 g/人・日（約 5.2%）増加していた。

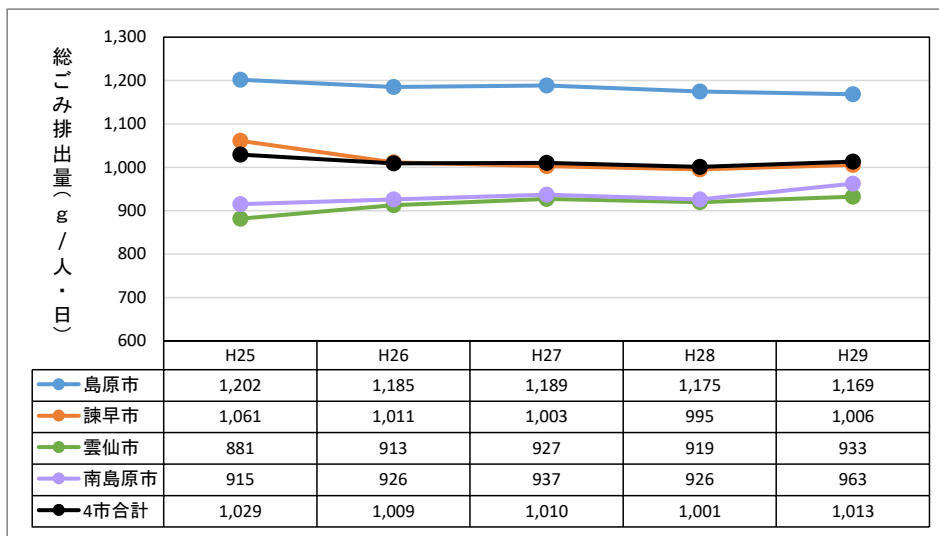


図 2-5 総ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移

### (3) 生活系ごみ排出量の推移

#### 1) 排出量

##### ① 構成市別排出量

平成 25 年度～平成 29 年度の生活系ごみ排出量の推移を図 2-6 に示す。平成 29 年度の生活系ごみ排出量は 64,559 t/年であり、平成 25 年度の 67,422 t/年から 2,863 t/年（約 4.2%）減量している。平成 29 年度における市別内訳は、島原市が 4 市合計値の 18.7%、諫早市が 45.7%、雲仙市が 14.8%、南島原市が 20.8%となっている。

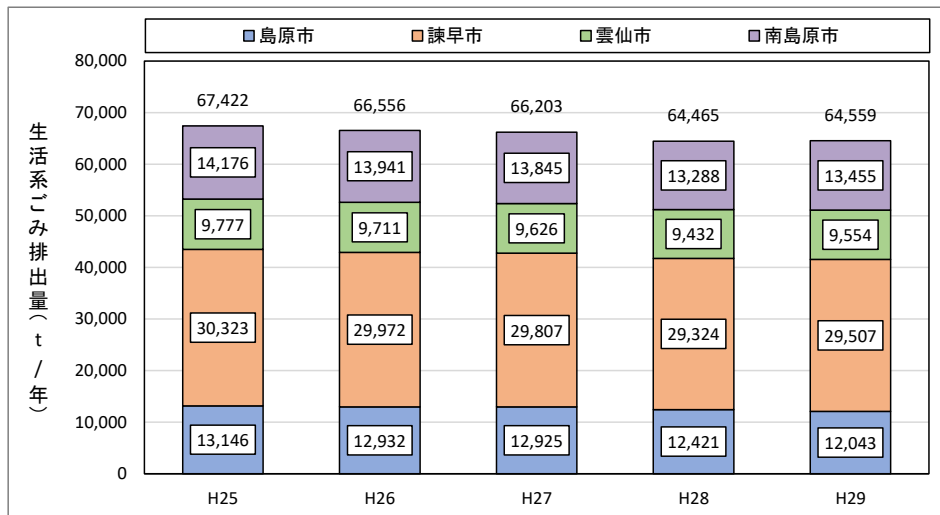


図 2-6 生活系ごみ排出量の推移（構成市別）

##### ② ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 2-7 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 2,531 t/年（約 4.2%）減量、不燃ごみは 103 t/年（約 2.6%）減量、資源ごみは 217 t/年（約 6.3%）減量、その他ごみは 12 t/年（約 13.2%）減量している。

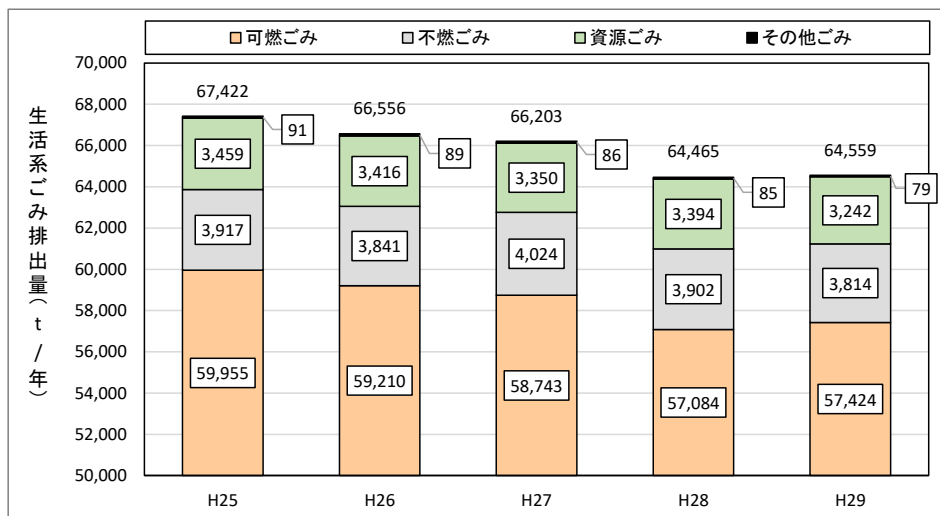


図 2-7 生活系ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

## 2) 排出原単位（1人1日当たり排出量）

生活系ごみ排出量の排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移を図2-8に示す。平成29年度の生活系ごみ排出原単位は島原市が727g/人・日、諫早市が587g/人・日、雲仙市が591g/人・日、南島原市が792g/人・日であり、最も排出原単位が多い南島原市と、最も少ない諫早市の差は205g/人・日である。

平成25年度と比較すると、島原市は32g/人・日（約4.2%）減量、諫早市は4g/人・日（約0.7%）減量、雲仙市は18g/人・日（約3.1%）増加、南島原市は16g/人・日（約2.1%）増加していた。

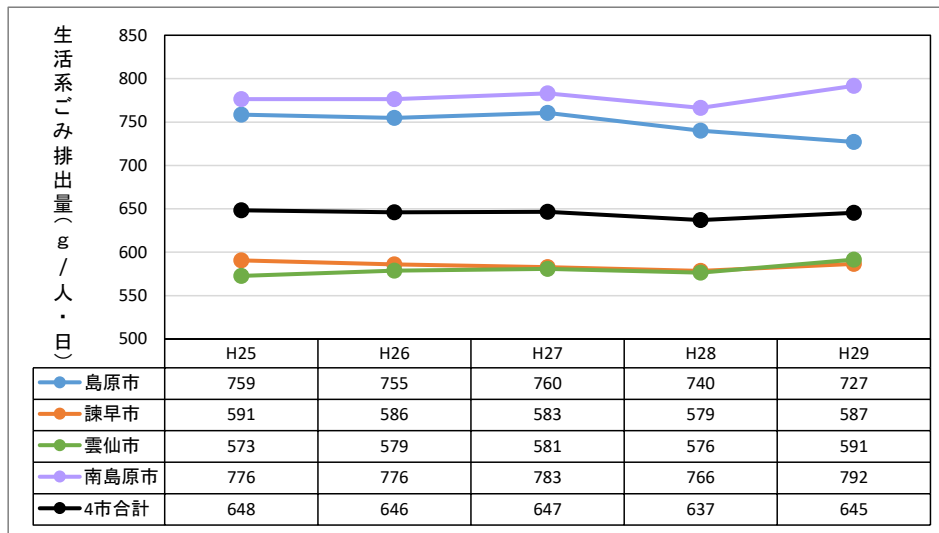


図2-8 生活系ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）の推移

## (4) 事業系ごみ排出量の推移

### 3) 構成市別排出量

平成25年度～平成29年度の事業系ごみ排出量の推移を図2-9に示す。平成29年度の事業系ごみ排出量は34,357t/年であり、平成25年度の36,401t/年から2,044t/年（約5.6%）減量している。平成29年度における市別内訳は、島原市が4市合計値の19.6%、諫早市が56.4%、雲仙市が16.0%、南島原市が8.0%となっている。

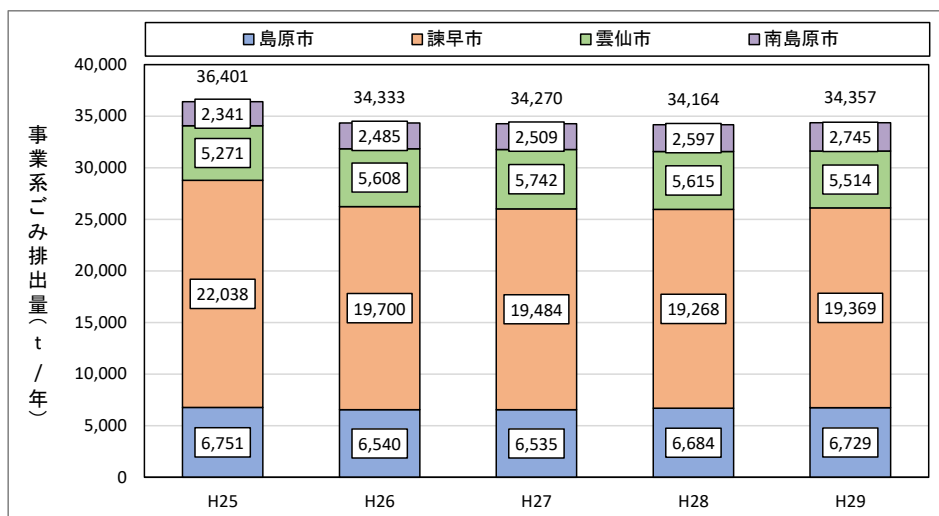


図2-9 事業系ごみ排出量の推移（構成市別）

#### 4) ごみ区分別排出量

ごみ区分別排出量の推移を図 2-10 に示す。平成 29 年度のごみ区分別排出量を平成 25 年度と比較すると、可燃ごみは 2,086 t/年（約 5.8%）減量、不燃ごみは 42 t/年（約 7.1%）増加している。

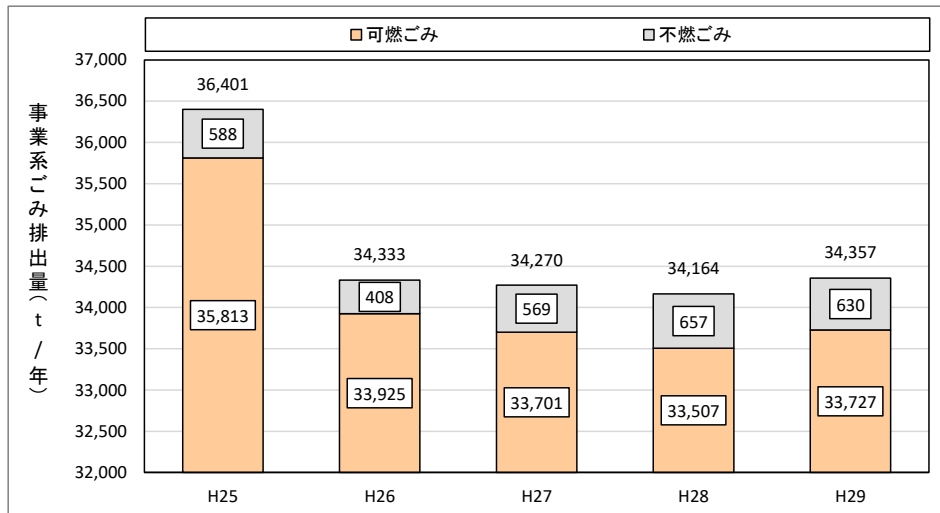


図 2-10 事業系ごみ排出量の推移（ごみ区分別）

#### (5) 集団回収量の推移

島原市、諫早市、南島原市では、古紙等の集団回収活動に対する助成を行っており、その集団回収量の推移を図 2-11 に示す。平成 29 年度の集団回収量は 2,458 t/年であり、平成 25 年度の 3,241 t/年から 783 t/年（約 24.2%）減量している。平成 29 年度における市別内訳は、島原市が 3 市合計値の 23.7%、諫早市が 69.7%、南島原市が 6.6%となっている。

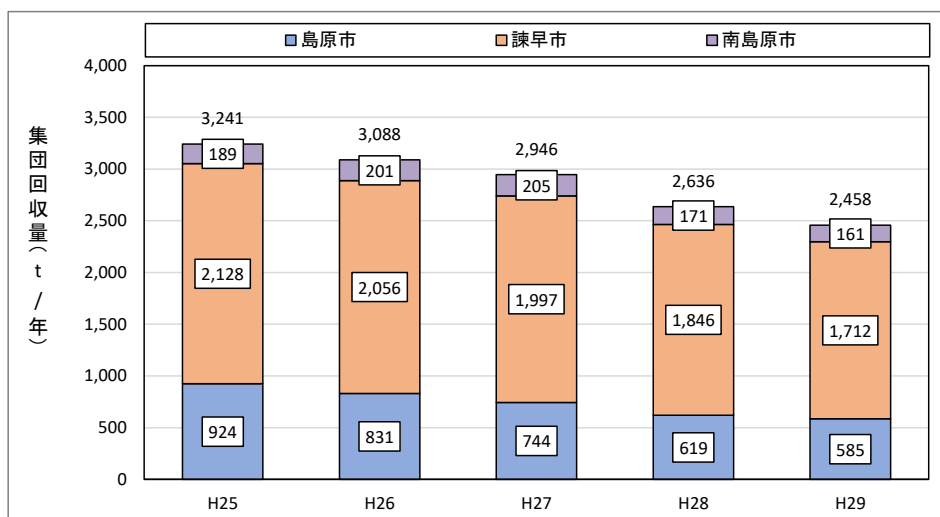


図 2-11 集団回収量の推移（構成市別）

## 2.1.2 中間処理・処分状況

### (1) 焼却（溶融）処理量

構成市から排出された可燃ごみ等は県央県南クリーンセンター及び南島原市南有馬衛生センターにおいてそれぞれ焼却・溶融処理されている。焼却・溶融処理量の推移を表 2-2 及び図 2-12 に示す。

焼却（溶融）処理量はいずれの施設においても、主に可燃ごみの減量により処理量も減少傾向にある。市別にみると、島原市及び諫早市は減少傾向であるが、雲仙市と南島原市（深江・布津地区）は横ばいに推移している。

表 2-2 焼却・溶融処理量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
県央県南クリーンセンター	t/年	83,971	81,437	80,815	79,383	79,722
島原市	t/年	17,453	17,118	17,037	16,740	16,555
諫早市	t/年	49,550	47,080	46,450	45,691	46,037
雲仙市	t/年	13,970	14,305	14,341	14,036	14,076
南島原市(深江・布津地区)	t/年	2,998	2,934	2,987	2,916	3,054
南島原市南有馬クリーンセンター	t/年	12,110	12,006	11,915	11,532	11,743
南島原市(有家・西有家・北有馬・南有馬・口之津・加津佐地区)	t/年	12,110	12,006	11,915	11,532	11,743
合計	t/年	96,081	93,443	92,730	90,915	91,465

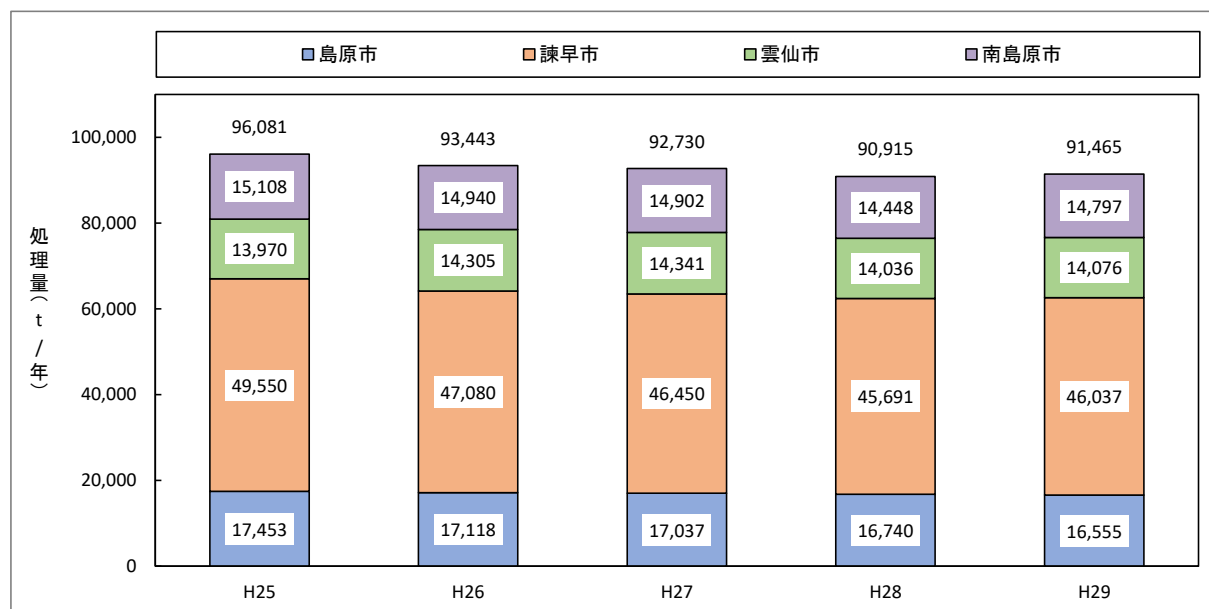


図 2-12 焼却（溶融）処理量の推移

(2) 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）

構成市から排出された不燃ごみ、資源ごみ等は県央不燃物再生センター及び島原リサイクルプラントにて処理されている。中間処理量の推移を表 2-3 及び図 2-13 に示す。

中間処理量はいずれの施設においても減少傾向にある。

表 2-3 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
県央不燃物再生センター	t/年	3,545	3,341	3,443	3,477	3,454
諫早市	t/年	2,396	2,277	2,346	2,388	2,391
雲仙市	t/年	1,149	1,064	1,097	1,089	1,063
島原リサイクルプラント	t/年	3,880	3,866	3,903	3,828	3,646
島原市	t/年	2,473	2,382	2,452	2,393	2,245
南島原市	t/年	1,407	1,484	1,451	1,435	1,401
合計	t/年	7,425	7,207	7,346	7,305	7,100

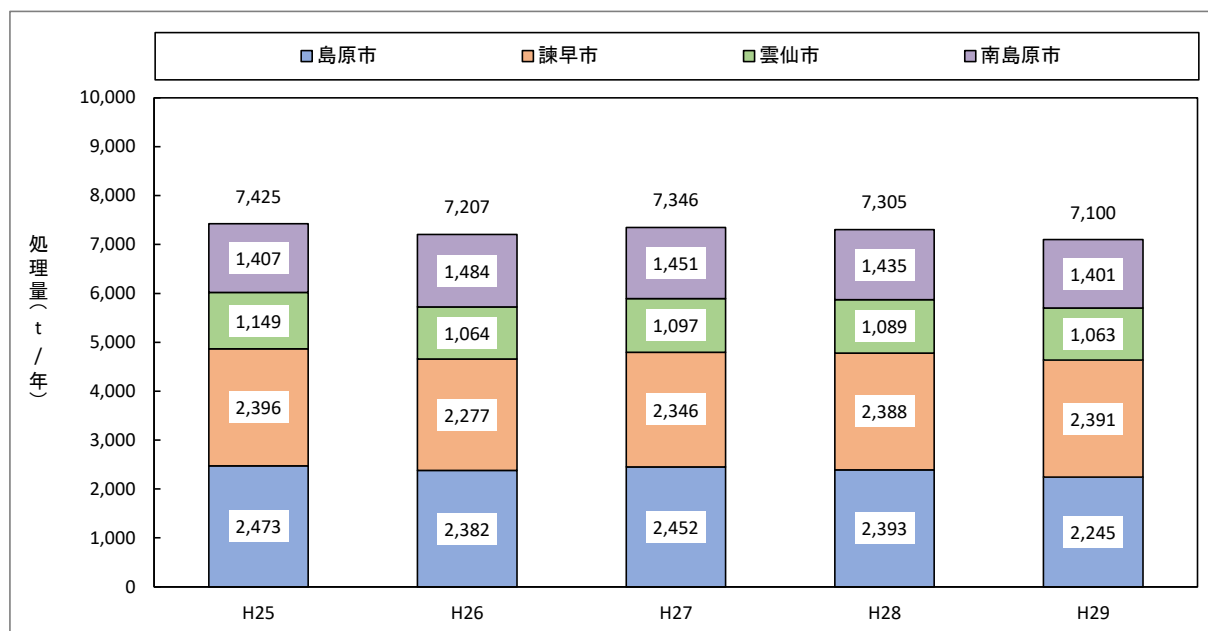


図 2-13 中間処理量（破碎・選別・圧縮・保管等）の推移

### (3) 最終処分量

最終処分量の推移を表 2-4 及び図 2-14 に示す。最終処分量は主に中間処理後の不燃残渣が占めており、近年は増加傾向にある。市別にみると、諫早市、雲仙市、南島原市の 3 市は最終処分量が増加傾向にある。

表 2-4 最終処分量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
不燃残渣等	t/年	1,110	1,234	1,515	1,585	1,434
島原市	t/年	532	510	574	547	513
諫早市	t/年	222	297	445	519	445
雲仙市	t/年	76	102	143	170	133
南島原市	t/年	280	325	353	349	343
直接埋立	t/年	186	83	243	330	290
島原市	t/年	0	0	0	0	0
諫早市	t/年	186	83	243	330	290
雲仙市	t/年	0	0	0	0	0
南島原市	t/年	0	0	0	0	0
合計	t/年	1,296	1,317	1,758	1,915	1,724

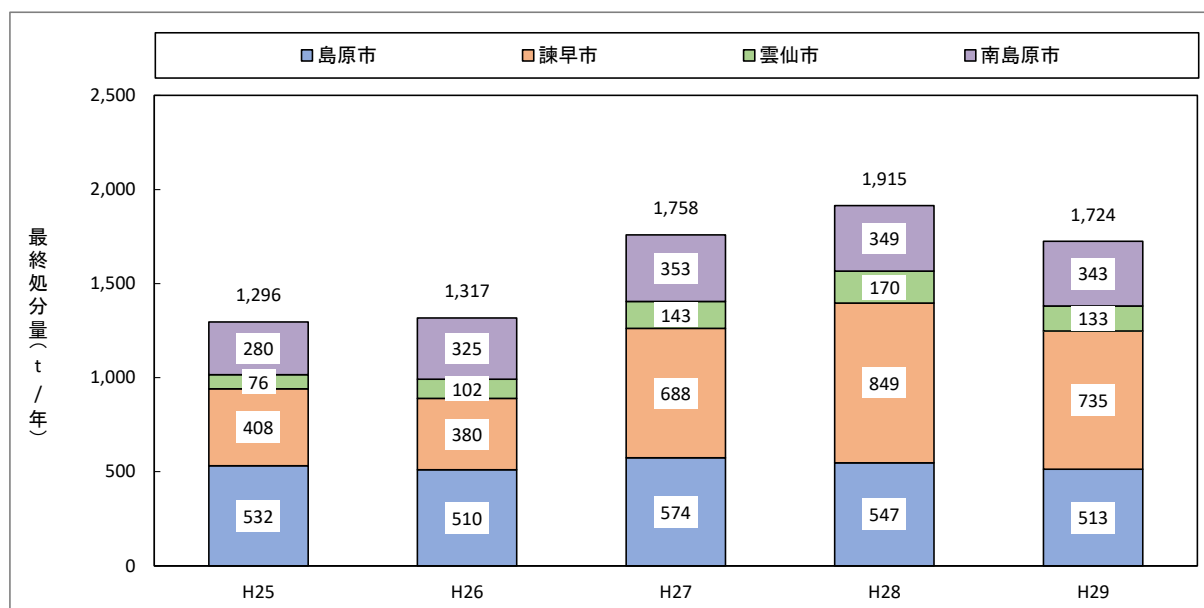


図 2-14 最終処分量の推移



#### (4) 再資源化量

再資源化量を表 2-5 及び図 2-15 に示す。資源化量は減少傾向を示しており、項目別にみると紙類の減少傾向が著しい。

なお、各市の資源化率（＝再資源化量／総ごみ排出量）は、島原市が 20.0%、諫早市が 16.2%、雲仙市が 14.5%、南島原市が 16.6%である。

表 2-5 再資源化量の推移

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
直接資源化量	t/年	286	267	277	292	289
ペットボトル	t/年	286	267	277	292	289
処理後資源化量	t/年	14,643	14,837	14,440	14,072	14,248
紙類	t/年	997	993	976	992	873
紙パック	t/年	12	10	15	10	9
紙製容器包装	t/年	50	59	58	51	35
金属類	t/年	2,129	2,117	2,088	2,130	2,084
ガラス類	t/年	1,303	1,155	1,176	1,274	1,312
ペットボトル	t/年	266	247	257	272	270
白色トレイ	t/年	4	4	3	3	3
プラスチック製容器包装	t/年	259	255	259	260	250
布類	t/年	26	27	25	23	21
肥料	t/年	147	165	152	100	75
熔融スラグ	t/年	6,152	6,759	6,403	6,322	6,670
山元還元	t/年	268	248	297	288	276
廃食用油	t/年	11	13	11	13	21
その他	t/年	3,019	2,785	2,720	2,334	2,349
集団回収量	t/年	3,241	3,088	2,946	2,636	2,458
紙類	t/年	3,064	2,926	2,782	2,575	2,397
紙パック	t/年	5	3	6	2	7
金属類	t/年	31	31	32	27	25
ガラス類	t/年	114	101	99	9	8
布類	t/年	27	27	27	23	21
合計	t/年	18,170	18,192	17,663	17,000	16,995

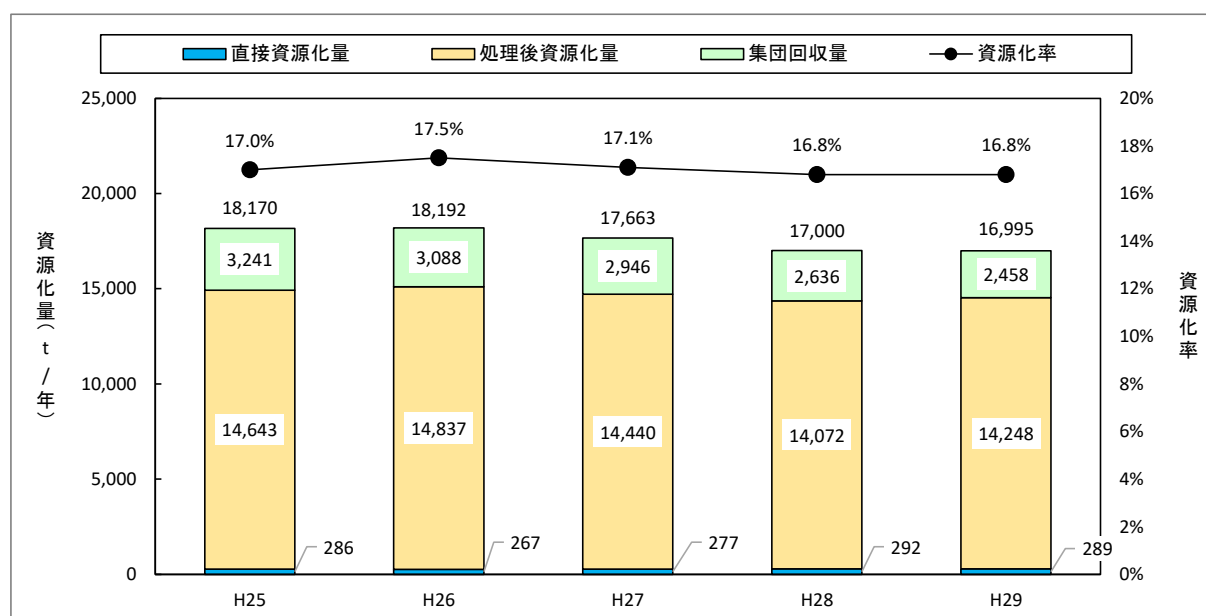


図 2-15 再資源化量の推移

## 2.2 ごみ処理の課題

---

本組合におけるごみ処理の課題を以下に示す。

### 2.2.1 排出抑制

構成市における総ごみ排出量は、全体的に減少傾向にあるものの、1人1日当たり排出量ごみ処理はほぼ横ばいで推移している（平成25年度：1,029g/人・日→平成29年度：1,013g/人・日）。

生活系ごみ排出量についても総ごみ排出量と同様に、1人1日当たり排出量がほぼ横ばいで推移している（平成25年度：648g/人・日→平成29年度：645g/人・日）。

事業系ごみ排出量は平成26年度に大幅に減量した以降は横ばいで推移している。

ごみの種類別にみると、資源ごみの減量率が他のごみに比べて高く、また、集団回収量も一律に減少傾向を示しており、分別排出の意識が徐々に薄れている可能性が考えられる。

以上のことから、今後も構成市を主体にごみ排出量に関しては、より一層の排出抑制に関する取り組みを強化するとともに、可燃ごみには資源化可能な紙類等が含まれているため、分別排出方法の見直し、周知の徹底による資源ごみ回収率の向上に努める必要があると考えられる。

### 2.2.2 収集・運搬

各市のごみの収集・運搬及び、中継施設から処理施設への搬送は、構成市及び本組合の連携により適正に実施されている。

しかし、本組合の県央県南クリーンセンターは、今後メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度を迎えることから、以降のごみ処理体制に応じて収集・運搬方法の適正化を図る必要がある。

### 2.2.3 中間処理

本組合の処理施設である県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度以降も可燃ごみ等の安定的な処理を継続していく必要がある。

### 2.2.4 最終処分

埋立物は不燃ごみと資源ごみの処理から発生する残渣であり、諫早市一般廃棄物最終処分場や島原地域広域市町村圏組合不燃性廃棄物最終処分場で最終処分されている。

県央県南クリーンセンターにおいては最終処分の対象となる残渣は発生しないものの、今後の施設のあり方や処理体制を検討するにあたって、焼却（熔融）残渣の有効な利用方法、最終処分先を含めた総合的な検討をする必要がある。

## 第3章 基本方針

### 3.1 基本方針

循環型社会形成推進基本法にある「循環型社会」を構成するために、これまで市民、事業者、行政が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを推進してきた。

本組合は、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（現状の処理区域は深江・布津地区）の4市で構成され、県央県南クリーンセンター、東部・西部リレーセンターの稼動に伴い、平成17年4月より広域処理を開始し、構成市の可燃ごみを県央県南クリーンセンターで適正に処理するとともに施設内での資源回収や熱エネルギーの有効利用に取り組んでいる。

県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度以降も安定的な処理を継続していく必要があり、本組合では今後の施設のあり方や処理体制の検討も併行して進めている状況である。

構成市においては、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの発生・排出抑制や資源の分別収集に取り組んでおり、総ごみ排出量は全体的に減少傾向にあるものの、近年の1人1日当たりごみ総排出量の減量は、ほぼ横ばいで推移していることから、更なる取り組みが必要となる。

このような状況を踏まえ、安定的・効率的なごみ処理を継続するために、以下の3つの基本方針を定める。この基本方針に沿って、市民、事業者、行政が一体となって、ごみをなるべく出さないライフスタイル（排出抑制）を進めながら、構成市と連携しごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、安定的かつ継続的なごみ処理事業を目指すものとする。

#### **基本方針1：ごみの減量化と資源化の推進に向けた連携**

本組合は、構成市のごみ処理事業と連携し、ごみの減量化と資源化を推進する。

#### **基本方針2：安定的・効率的なごみ処理事業の推進**

構成市と連携したごみの減量化と資源化の推進により、焼却（熔融）処理量の削減を図るとともに、安定的・効率的なごみ処理事業の推進を実践する。

#### **基本方針3：計画的な施設維持管理・整備の推進**

本組合施設である県央県南クリーンセンターや東部・西部リレーセンターの適正な維持管理を行うとともに、今後の施設のあり方及び南島原市全域の可燃ごみ処理を見据えた処理体制を検討し、環境への負荷や経済性を考慮した計画的な施設整備を推進する。

### 3.2 数値目標

基本方針に基づき、本組合におけるごみの減量化、資源化率及び最終処分量に係る目標値については、平成45年度を目標年度として、県・国の目標を踏まえ、以下のとおり定める。

#### ◆排出抑制目標

平成45年度を目標として、

- ・1人1日あたりのごみ排出量を **850 g/人・日以下**とする。
- ・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量<sup>\*</sup>を **440 g/人・日以下**とする。
- ・事業系ごみ排出量を平成28年度の実績値から **約15%削減**する。

※家庭系ごみ排出量…生活系ごみ排出量から、収集・直接搬入資源ごみ、集団回収ごみを除いたごみ排出量

#### ◆資源化目標

平成45年度を目標として、資源化率を **21%以上**とする。

#### ◆最終処分目標

平成45年度を目標として、最終処分量を現況より **14%削減**する。

なお、中間目標年度及び最終目標年度における具体的な数値目標は以下に示すとおりである。

#### 《本組合のごみ減量等の目標値》

区分	実績値 (平成29年度)	中間目標年度 (平成35年度)	中間目標年度 (平成40年度)	目標年度 (平成45年度)
1人1日あたりのごみ排出量 (H29比 減量化率)	1,013(g/人・日) (-)	961(g/人・日) ▲ 5.2%	904(g/人・日) ▲ 10.8%	849(g/人・日) ▲ 16.2%
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	613(g/人・日) (-)	554(g/人・日) ▲ 9.6%	497(g/人・日) ▲ 18.9%	440(g/人・日) ▲ 28.2%
事業系ごみ排出量 (H29比 減量化率)	34,357(t/年) (-)	32,519(t/年) ▲ 5.3%	30,736(t/年) ▲ 10.5%	29,038(t/年) ▲ 15.5%
資源化率	16.8%	18.0%	19.5%	21.2%
最終処分量 (H29比 減量化率)	1,724(t/年) (-)	1,572(t/年) ▲ 8.8%	1,447(t/年) ▲ 16.1%	1,327(t/年) ▲ 23.0%

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 4.1 計画収集人口

構成市の計画収集人口を図 4-1 に示す。将来人口は各市のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンにおいて示されている将来予測値を採用した。

各市とも人口は今後も減少傾向にあり、平成 29 年度に 274,053 人であった人口は、中間目標年次の平成 35 年度には 262,185 人（11,868 人減、4.3%減）、平成 40 年度には 257,089 人（16,964 人減、約 6.2%減）、計画目標年次の平成 45 年度には 251,520 人（22,533 人減、約 8.2%減）になると予測される。構成市別の計画収集人口の推移は表 4-1 に示すとおりである。

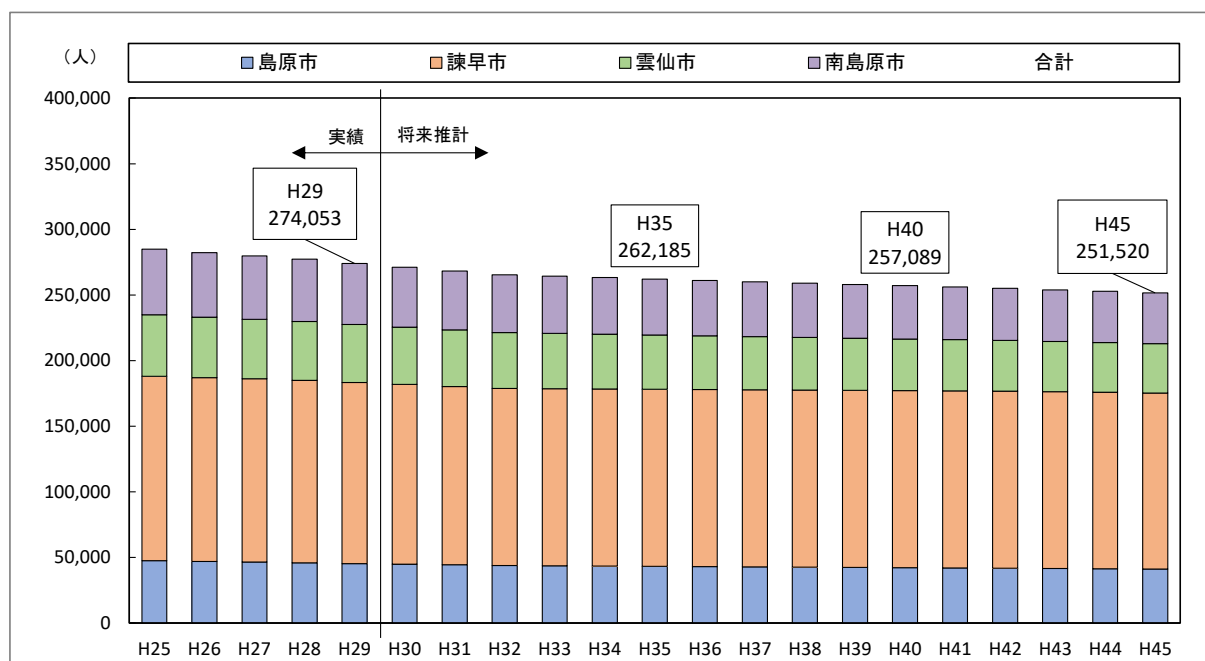


図 4-1 計画収集人口の将来推計

表 4-1 構成市別の計画収集人口の推移

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	45,385人	43,247人	42,220人	41,238人
諫早市	137,836人	135,000人	135,000人	134,100人
雲仙市	44,266人	41,218人	39,269人	37,522人
南島原市	46,566人	42,720人	40,600人	38,660人
合計	274,053人	262,185人	257,089人	251,520人

## 4.2 ごみ排出量等の予測結果

### 4.2.1 総ごみ排出量

総ごみ排出量の将来予測を図 4-2 に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の総ごみ排出量は、人口の減少に伴い、平成 29 年度の 101,374 t/年から平成 45 年度に 92,623 t/年になると予測される。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量は、平成 29 年度の 1,013 g/人・日に対して、中間目標年次の平成 35 年度で 961 g/人・日（52 g 減、5.1% 減）、平成 40 年度は 904 g/人・日（109 g 減、10.8% 減）、平成 45 年度は 849 g/人・日（164 g 減、16.2% 減）となり、それに伴い総ごみ排出量は平成 35 年度に 92,201 t/年、平成 40 年度に 84,857 t/年、計画目標年次の平成 45 年度には 77,934 t/年となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における構成市別の総ごみ排出量の推移を表 4-2 に示す。

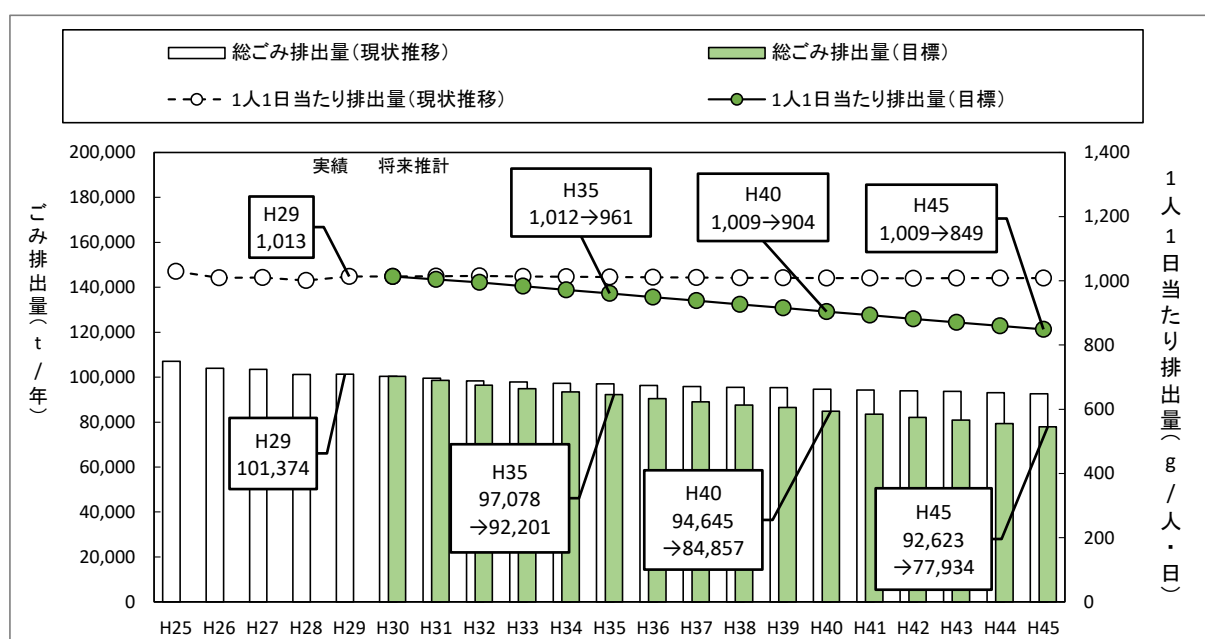


図 4-2 総ごみ排出量の将来推計

表 4-2 構成市別の総ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計（目標達成）		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	19,357t/年	17,458t/年	15,954t/年	14,570t/年
諫早市	50,588t/年	46,926t/年	44,069t/年	41,207t/年
雲仙市	15,068t/年	13,880t/年	12,800t/年	11,831t/年
南島原市	16,361t/年	13,937t/年	12,034t/年	10,326t/年
合計	101,374t/年	92,201t/年	84,857t/年	77,934t/年

## 4.2.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみを除いたごみ）の将来予測を図 4-3 に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度の 61,317 t/年から平成 45 年度に 55,367 t/年になると予測される。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度の 613 g/人・日に対して、中間目標年次の平成 35 年度で 554 g/人・日（59 g 減、9.6% 減）、平成 40 年度は 497 g/人・日（116 g 減、18.9% 減）、平成 45 年度は 440 g/人・日（173 g 減、28.2% 減）となり、それに伴い家庭系ごみ排出量は平成 35 年度に 53,199 t/年、平成 40 年度に 46,634 t/年、計画目標年次の平成 45 年度には 40,393 t/年となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合における構成市別の家庭系ごみ排出量の推移を表 4-3 に示す。

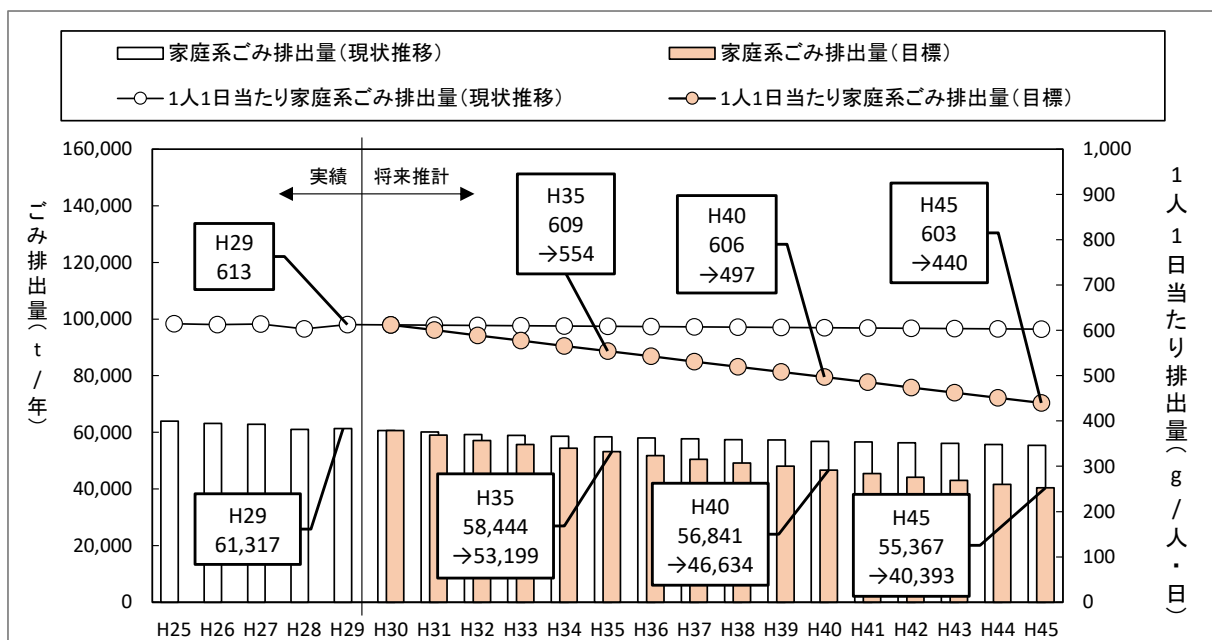


図 4-3 家庭系ごみ排出量の将来推計

表 4-3 構成市別の家庭系ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	10,750t/年	9,136t/年	7,837t/年	6,622t/年
諫早市	29,143t/年	26,314t/年	23,962t/年	21,536t/年
雲仙市	8,897t/年	7,768t/年	6,844t/年	6,027t/年
南島原市	12,527t/年	9,981t/年	7,991t/年	6,208t/年
合計	61,317t/年	53,199t/年	46,634t/年	40,393t/年

### 4.2.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測を図4-4に示す。ごみ排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の事業系ごみ排出量は、平成29年度の34,357t/年から、平成45年度には32,536t/年になると予測される。

減量化等の目標値を達成した場合における事業系ごみ排出量は、平成29年度の34,357t/年に対して、中間目標年次の平成35年度で32,519t/年（1,838t減、5.3%減）、平成40年度で30,736t/年（3,621t減、10.5%減）となり、計画目標年次の平成45年度には29,038t/年（5,319t減、15.5%減）となる。

ごみ減量化等の目標値を達成した場合の構成市別のごみ総排出量の将来推計を表4-4に示す。

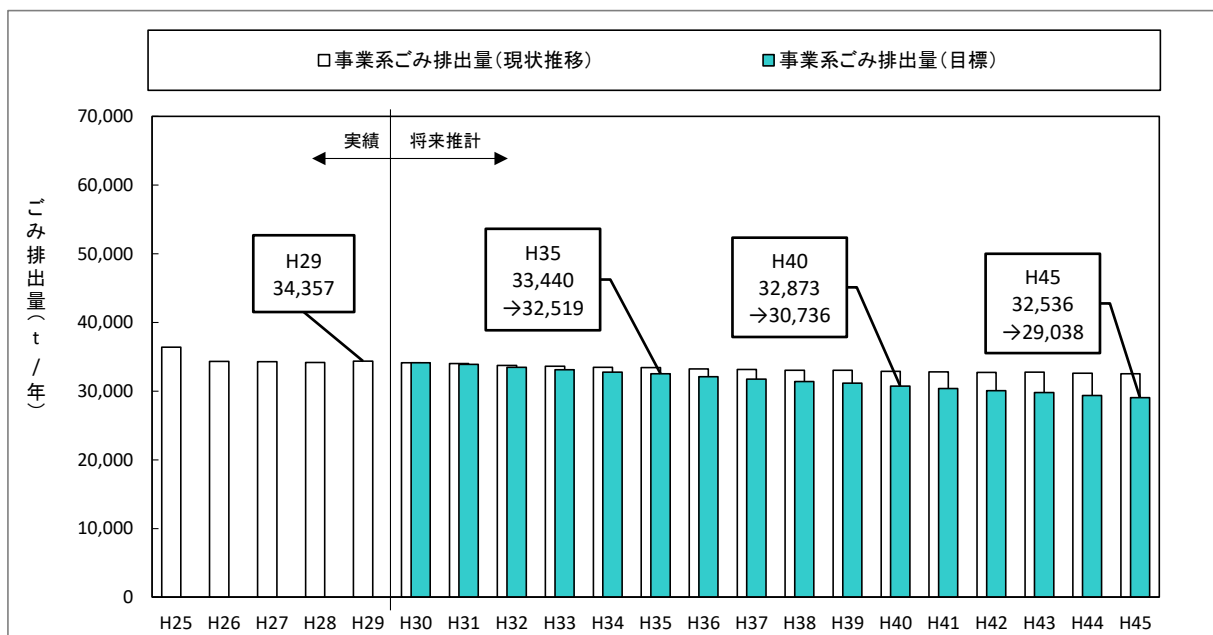


図4-4 事業系ごみ排出量の将来推計

表4-4 構成市別の事業系ごみ排出量の推移（目標達成時）

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	6,729t/年	6,397t/年	6,031t/年	5,681t/年
諫早市	19,369t/年	18,241t/年	17,285t/年	16,377t/年
雲仙市	5,514t/年	5,284t/年	5,021t/年	4,773t/年
南島原市	2,745t/年	2,597t/年	2,399t/年	2,207t/年
合計	34,357t/年	32,519t/年	30,736t/年	29,038t/年



#### 4.2.4 資源化率の推計

資源化率の将来予測を図 4-5 に示す。ごみの資源化を促進しなかった場合（現状推移）の資源化率は、平成 29 年度の 16.8% から平成 45 年度には 16.4% になると予測される。

資源化率は可燃ごみ中に多く含まれる資源化可能な紙類等の分別徹底等により、中間目標年次の平成 35 年度で 18.0%（1.2%増）、平成 40 年度で 19.5%（2.7%増）、計画目標年次の平成 45 年度には 21.2%（4.4%増）となる。

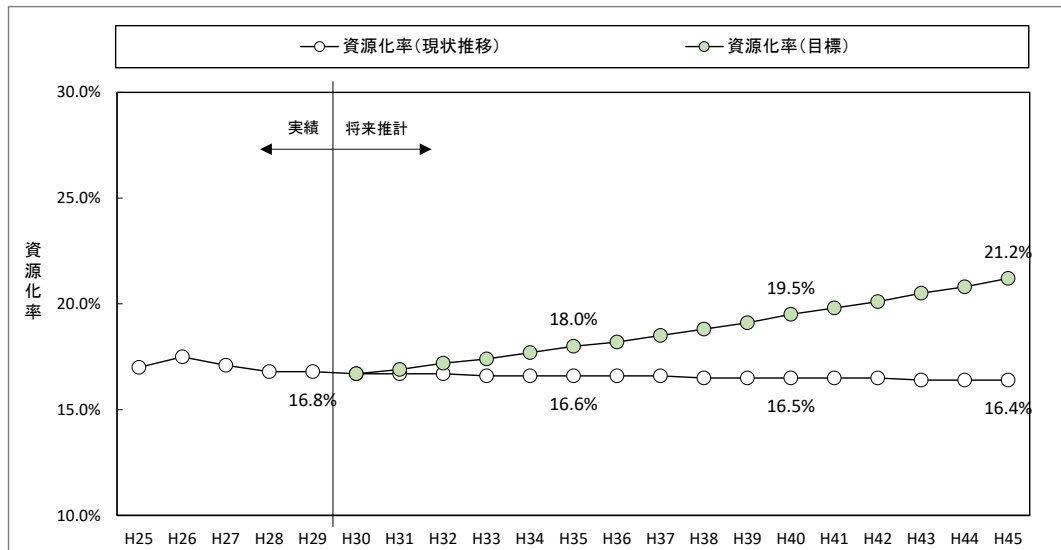


図 4-5 資源化率の将来推計

#### 4.2.5 最終処分量の推計

最終処分量の将来予測を図 4-6 に示す。ごみの排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の最終処分量は、平成 29 年度の 1,724 t/年から平成 45 年度には 1,596 t/年になると予測される。

最終処分量はごみの排出抑制を達成した場合、中間目標年次の平成 35 年度で 1,572 t/年（152 t 減、8.8%減）、平成 40 年度で 1,447 t/年（277 t 減、16.1%減）、計画目標年次の平成 45 年度には 1,327 t/年（397 t 減、23.0%減）となる。

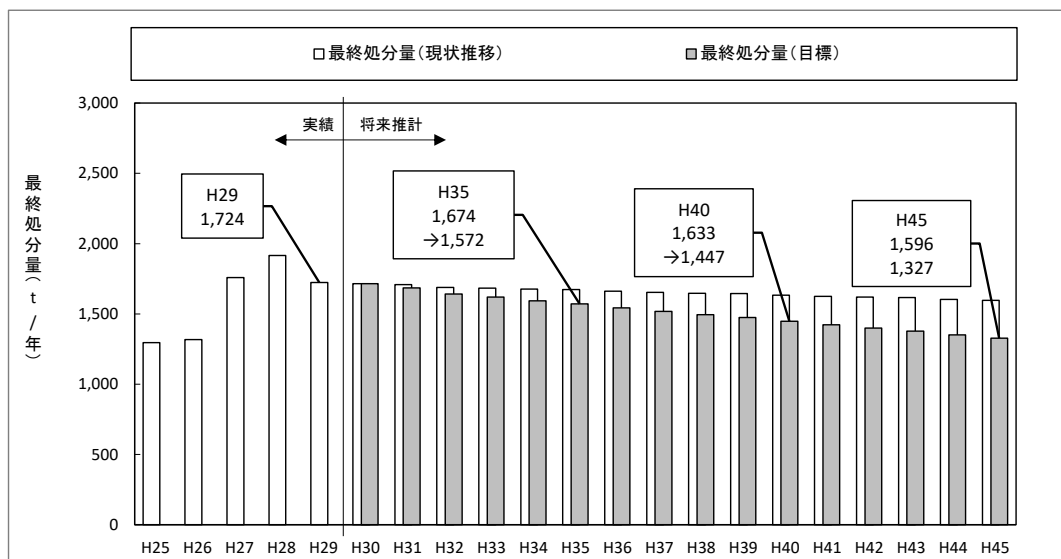


図 4-6 最終処分量の将来推計

## 4.3 計画の推進

### 4.3.1 役割分担と取り組み

本計画における施策等を円滑に推進するためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要となる。

#### 市民・事業者・行政の役割

##### 【市民の役割】

- ・ 不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、買い物袋を持参するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践する。
- ・ 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択する。
- ・ 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用する。
- ・ 商品の廃棄では、資源となるものの分別排出に努めるとともに、事業者や行政の行う再資源化に対する取り組みに協力する。
- ・ 3010 運動やエコクッキングの励行により、食品ロスの削減に努める。

##### 【事業者の役割】

- ・ 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進する。
- ・ ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進する。
- ・ 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行う。
- ・ 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進する。

##### 【行政の役割】

###### ◆構成市

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取り組みを調整、取りまとめを行う。
- ・ ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施する。
- ・ ごみや資源物の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続して実施する。
- ・ 排出されたごみの循環利用の適正処理を行う。

###### ◆本組合

- ・ 構成市から排出されるごみを安定して処理するため、施設の適正な維持管理、運営を図るとともに、適正かつ効率的な処理体制の構築に向けた検討を進める。
- ・ ごみの排出や資源化に係る目標値を定め、構成市と共にごみ減量化・資源化の推進を図る。
- ・ 環境教育の一環として、県央県南クリーンセンターの見学会等の実施を継続するとともに、クリーンセンターで発生する余熱を利用した施設の活用により、市民等へ省資源・省エネルギーに関する意識の向上を図る。

## 4.4 ごみ処理の計画

---

### 4.4.1 排出抑制計画

#### (1) 基本的な方向

ごみ排出抑制に関する施策については、基本的に構成市が主体となって取り組むこととなるが、本組合としても構成市の取り組みと連携し、現在実施している県央県南クリーンセンターの見学会をはじめとする環境教育・学習や啓発活動を継続して行っていく。

### 4.4.2 収集・運搬計画

#### (1) 基本的な方向

各市行政区域から県央県南クリーンセンター及び東部・西部リレーセンターまでの収集・運搬は構成市の業務であり、東部・西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの運搬は、本組合の業務となっている。

基本的な方向性としては、構成市が主体となる収集・運搬事務との連携を行うものとし、安全性や市民サービスに配慮しながら、県央県南クリーンセンターにおいて安全かつ効率的な可燃ごみ処理が行えるよう、東部・西部リレーセンターからの中継搬送を含めた収集・運搬体制を維持していく。

#### (2) 収集・運搬に関する施策

適正な収集・運搬を行うため、以下のような施策を進める。

##### 1) 適正な分別・収集の促進

構成市にて実施するごみの分別区分は、現状の収集・運搬方法で当面は維持されるが、今後の排出状況、施設の稼働状況、社会情勢の変化等に応じて構成市と協議の上、必要な相互調整を図っていく。

事業系ごみについては、事業者自らの責任による処理が義務付けられており、従来どおり自己処理あるいは県央県南クリーンセンターへの直接搬入を原則とする。

##### 2) 中継施設の維持管理の推進

本組合の施設である東部・西部リレーセンターは、稼働開始から13年が経過しており、今後施設の老朽化が懸念される。

東部・西部リレーセンターでの安定的な処理、県央県南クリーンセンターへの効率的な運搬を維持していくため、今後も施設の適正な維持管理を図っていく。

#### 4.4.3 中間処理計画

##### (1) 基本的な方向

構成市から搬入される可燃ごみ等を県央県南クリーンセンターにおいて適正処理し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、施設の安定的・効率的な運営、維持管理を継続して行っていく。

##### (2) 中間処理に関する施策

###### 1) 県央県南クリーンセンターにおける施設整備のあり方の検討

県央県南クリーンセンターは稼働から 13 年が経過しており、今後施設の老朽化が懸念される。今後も可燃ごみ等を安定的・効率的に処理するため、施設の長寿命化対策や設備の改修、将来に向けた施設整備のあり方について検討していく。

###### 2) 焼却（溶融）残渣の有効な利用の促進

本組合では、現在、最終処分量の極小化（最終処分量“ゼロ”）を目指し、県央県南クリーンセンターで発生する焼却（溶融）残渣は、全量資源化している。

焼却（溶融）残渣の資源化は民間業者に委託しているが、今後も優れたリサイクル技術を有する業者との連携の強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進していく。

##### (3) 焼却（溶融）処理対象物

今後の中間処理における処理対象物は、以下に示すとおり。

- 可燃ごみ
- 粗大（可燃）ごみ
- 可燃残渣 など

##### (4) 焼却（溶融）処理量の推計

本組合における今後の施設の在り方及び南島原市全域の可燃ごみ処理を見据えた処理体制を検討していることから、県央県南クリーンセンター及び南島原市南有馬クリーンセンターでの処理量を合わせた焼却（溶融）処理量の将来推計を図 4-7 及び表 4-5 に示す。

ごみの排出抑制を促進しなかった場合（現状推移）の焼却（溶融）処理量は、平成 29 年度の 91,465 t/年から平成 35 年度に 87,730 t/年、平成 40 年度に 85,624 t/年、平成 45 年度に 83,875 t/年になることが推計される。

減量化等の目標値を達成した場合における焼却（溶融）処理量は、中間目標年次の平成 35 年度で 81,960 t/年（9,505 t 減、約 10.4%減）、平成 40 年度で 74,012 t/年（17,453 t 減、約 19.1%減）計画目標年次の平成 45 年度には 66,464 t/年（25,001 t 減、約 27.3%減）になると推計される。

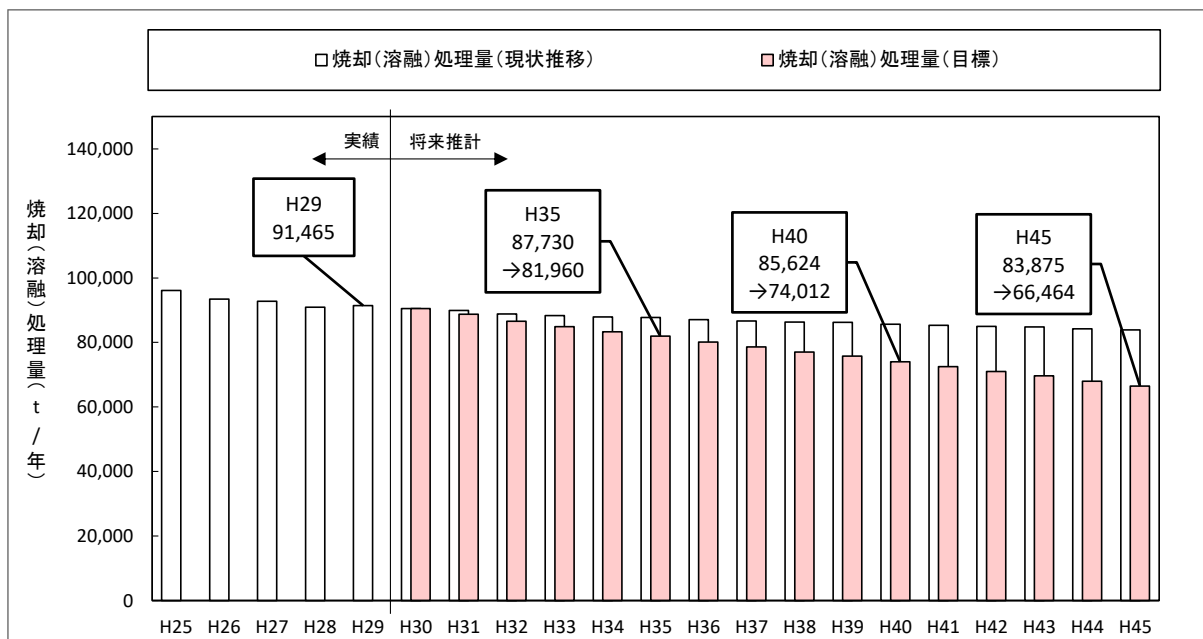


図 4-7 焼却（溶融）処理量の将来推計

表 4-5 焼却（溶融）処理量の将来推計

構成市	実績	将来推計(目標達成)		
	平成29年度	平成35年度	平成40年度	平成45年度
島原市	16,555t/年	14,722t/年	13,153t/年	11,680t/年
諫早市	46,037t/年	42,278t/年	39,159t/年	36,021t/年
雲仙市	14,076t/年	12,767t/年	11,617t/年	10,584t/年
南島原市	14,797t/年	12,193t/年	10,083t/年	8,179t/年
合計	91,465t/年	81,960t/年	74,012t/年	66,464t/年

#### 4.4.4 施設整備計画

##### (1) 県央県南クリーンセンターの施設整備

県央県南クリーンセンターは、メーカーとの長期運転等保証期間終了後の平成32年度以降も可燃ごみ等の安定的な処理を継続することが求められることから、これまで検討を重ね、必要最小限度の基幹的設備改良工事を行い6年程度のつなぎ運転を行うことに決定した。

今後も継続して安定的かつ効率的に可燃ごみ等を処理するためには、施設における定期的なモニタリングによる現状の分析や施設の動向を踏まえて、今後の施設のあり方について検討する必要がある。

本計画期間中に施設の必要最小限度の基幹的設備の改良工事等や新たな施設の整備等、様々な要因を踏まえながら、総合的な検討を進めていく。

## (2) 今後必要とされる施設規模

本計画にて今後必要とされる施設規模の算出結果を図 4-8 に示す。

なお、本計画における施設規模は現段階における推計値であり、今後の施設のあり方に関する検討において、修正を行う場合がある。

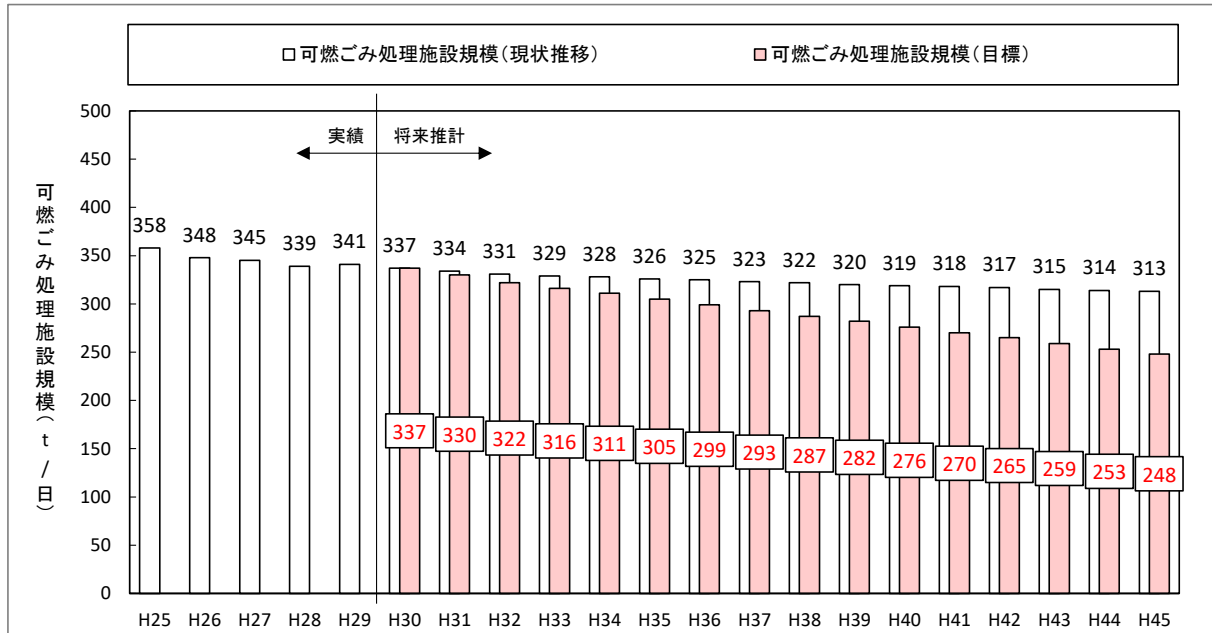


図 4-8 焼却（溶融）処理量に応じた必要施設規模

### 4.4.5 最終処分計画

#### (1) 基本的な方向性

本組合では、最終処分量の極小化（最終処分量“ゼロ”）を目指している。

県央県南クリーンセンターでは、焼却（溶融）残渣を全量資源化しており、現時点では最終処分の対象となる残渣は発生していないが、今後も構成市と連携しながら、ごみの排出抑制と再資源化を推進し、最終処分量の極小化を継続していく。

#### (2) 最終処分の方法

現在、構成市では、不燃性廃棄物最終処分場、諫早市一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

本組合では、最終処分量の削減を図りつつ、当面は現在の最終処分体制を継続していくものとするが、次期最終処分場の整備が必要な場合は構成市と協議の上、検討を進めるものとする。